

様式第1号（第3条関係）

松（企）第77号  
令和4年1月11日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総合政策部 企画戦略課	所管課等長氏名 田中 健太郎
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>松山市SDGs推進協議会負担金</b> ・前金払の報告について この事業の負担金は実施前に支出し前金払扱いとなるため、用件終了後、松山市財務会計規則第80条第2項に基づき会計管理者に報告することとなっているが、報告されていない状況が見受けられた。前金払をしたときは規則に基づき報告されたい。	<b>松山市SDGs推進協議会負担金</b> ・前金払の報告について 11月26日付で松山市財務会計規則第80条第2項に基づき、会計管理者へ報告しました。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松(市生)第 3 1 7 号

令和 4 年 3 月 7 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 3 年度 出資団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和 4 年 1 月 7 日付松監第 48 号の出資団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 市民部 市民生活課	所管課等長氏名 花本 昭人
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団</b> ・決算諸表の誤りについて 決算諸表を確認したところ、平成 28 年度の会計事務処理に誤りが生じていたが、監査時まで仕訳の修正が行われていない状況が見受けられた。 当団体は市から出資を受けており、決算諸表は財政状態を正確に把握するための重要な書類であることから、担当課においては、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。	<b>公益財団法人 松山市男女共同参画推進財団</b> ・決算諸表の誤りについて 今回の指摘を受け、直ちに決算諸表の仕訳の修正と適正な会計事務処理を指示した。また、再発防止のため、財団の会計事務の確認体制を強化することや、会計事務に精通した有資格者による公益法人会計についての研修を実施すること、及び外部の有資格者などから決算諸表のチェックを受けるなどして、適切な事務処理を徹底するよう指導した。 今後も正確な会計事務処理が行われるよう、引き続き指導していく。

様式第1号（第3条関係）

松（市生）第317号

令和4年3月7日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 市民部 市民生活課	所管課等長氏名 花本 昭人
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>松山市男女共同参画推進センター</b></p> <p>①事業報告書等の提出について 基本協定書第28条に規定されている事業報告書にあっては、毎年度終了後60日以内、四半期別報告書にあっては毎四半期終了後15日以内を期日として提出することが義務付けられているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 事業報告書は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。</p> <p>②松山市男女共同参画推進センター使用料の払い込み遅延について 基本協定書第27条第2項に規定されている収納した会議室使用料にあっては、速やかに松山市指定金融機関に払い込まなければならないが、最長30日遅延している状況が一部見受けられた。 使用料は使用者等から預かった公金であるため基本協定書に基づき速やかに払い込まれたい。</p> <p>③指定管理業務の事業実施に伴うパソコン利用料金等の取扱いについて 指定管理者は、指定管理業務に位置づけられている男女共同参画に関連する情報の収集・発信に関する業務等のなかでパソコンを設置し、指定管理者が徴収しているパソコン及びプリントアウト料金などについて</p>	<p><b>松山市男女共同参画推進センター</b></p> <p>① 事業報告書等の提出について 事業報告書の提出にあたっては、期日を厳守する意識を強く持つことや、事務処理方法を見直すこと、及び財団内で進捗管理を確実にを行うことで、期日までの提出を徹底するよう指導した。 引き続き、基本協定書に従い適切な事務処理が行われるよう、指導していく。</p> <p>②松山市男女共同参画推進センター使用料の払い込み遅延について 払い込みの事務処理手順の一部見直しを指示するとともに、使用料が公金であることを改めて認識させ、速やかに松山市指定金融機関に払い込むことを指導した。 今後も基本協定書に基づき速やかに払い込みが行われるよう、引き続き指導していく。</p> <p>③指定管理業務の事業実施に伴うパソコン利用料金等の取扱いについて 指定管理業務で設置しているパソコンについて、男女共同参画社会の実現に資する情報等の提供を行うという本来の設置目的に沿って利用がなされるよう、施設の利用者が会議室内などで無料で利用できること</p>

<p>ては、指定管理者の収入として処理されている。</p> <p>当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、パソコン利用料金等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。</p> <p>④貸付備品の管理について</p> <p>基本協定書第 22 条第 1 項により、松山市が指定管理者へ貸し付けるものとして別表 2 に定めた備品について、照合調査を行ったところ、備品の別表 2 への記載漏れが判明した。また、照合調査にて所在を確認できない備品が 2 件あった。</p> <p>これらは、たな卸し作業が適切に行われていなかったことが原因とされるため、今後はたな卸し作業を適切に行うとともに、担当課においては、貸付備品と基本協定書を十分確認し、財務会計規則に基づく手続に遺漏なく努められたい。</p>	<p>とした。また、プリントアウト料金などについては、機器の撤去など見直しを行った結果、指摘のあった利用代金等について、市に帰属する指定管理業務による収益は発生しなくなった。</p> <p>④貸付備品の管理について</p> <p>直ちに、備品の内容や設置場所、備品シールの貼付状況の確認など備品のたな卸し作業を再度実施するよう指示した。担当課としては、貸付備品と基本協定書の照合作業を実施し、記載漏れなどを修正して基本協定の変更協定を締結し、適切に処理を行った。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう、たな卸し作業を適正に実施するよう引き続き指導していくとともに、担当課では、貸付備品と基本協定書を十分確認し、財務会計規則等に従い適切な事務処理に努める。</p>
---	---

様式第1号（第3条関係）

3松(ス)第741号  
令和4年2月28日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課	所管課等長氏名 白石 信二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>松山市総合コミュニティセンター</b> ②市貸与備品返納後の取扱いについて 指定管理者が、市からの貸与備品を廃棄している状況が見受けられた。 これは、使用不可となった貸与備品の返納手続後、仕様書に基づき行っているものではあるが、当該備品は市の所有であり、松山市財務会計規則（以下「規則」という。）により市管財課長が売却等の処分をするものであることから、規則に基づき行われたい。	<b>松山市総合コミュニティセンター</b> ②市貸与備品返納後の取扱いについて 不用備品の廃棄は、返納手続を行ったうえで、市の不用備品回収などにより、市が処分することとした。

様式第1号（第3条関係）

3松(教文)第554号

令和4年2月3日

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和3年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和4年1月7日付松監第48号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 文化財課	所管課等長氏名 二宮 仁志
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館）</b> ・指定管理業務の事業実施に伴う参加料収入等の取扱いについて  指定管理者は、指定管理業務に位置づけられる古代体験教室等の事業を実施しているが、この事業で指定管理者が徴収している参加料については、指定管理者の収入として処理されている。また、複写機を利用した者から徴収した使用料についても、指定管理者の収入として処理されている。 当該指定管理者は毎年度終了後、指定管理料の余剰金について、事業参加料及び複写機使用料等の収益を含めて精算したうえで返還しているが、指定管理業務により収益が発生する場合、その収益は市に帰属するものであることから、当該収益は松山市の収入として処理されたい。	<b>松山市立埋蔵文化財センター（考古館・文化財情報館）</b> ・指定管理業務の事業実施に伴う参加料収入等の取扱いについて  古代体験教室等の参加料は、教室で使用する教材（石材、粘土等）や講座の資料代の実費を参加者に負担いただいていたものであり、教材等は持ち帰り用として受付にて同額で販売していたことから、基本協定書を変更し、令和4年1月1日から、受付で販売している書籍等の売上と同様に、市の収入（物品売払代金）として処理することとした。 また、複写サービスについては、平成26年度から開始したものの、利用が極めて低調であること等を踏まえ、令和4年1月1日からサービスを取り止めた。